第四条の十五第一項の表に次のように加える。

第四十八条の二第五項	第四十三条各号	第七条の五各号

第四条の十五第二項中「及び第二項」を削り、「許可を」を「許可」に、「承認を」と、同条第一項中」を「承認」と、同項第一号中」に改め、「被相続人」を削り、「であつて、法第七条の二第一項（申告の特例）の承認を受けた者の氏名」を「である特例輸入者の氏名」に改め、「同条第二項中」の下に「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第七条の二第一項の承認」と、同項第一号中」を加え、「又は分割をしようとする法人であつて、法第七条の二第一項（申告の特例）の承認を受けた者の名称」を「若しくは分割をしようとする特例輸入者又は特例申告貨物の輸入の業務を譲り渡そうとする特例輸入者の名称又は氏名」に、「合併又は分割をしようとする法人の名称」を「同項第二号中「合併若しくは分割をしようとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名」に、「当該保税蔵置場の業務」を「により当該保税蔵置場」に、「当該特例輸入者に係る貨物の輸入の業務」を「により前号の特例輸入者の特例申告貨物の輸入」と、同項第三号中「当該保税蔵置場」とあるのは「第一号の特例輸入者の特例申告貨物の輸入」に改める。

第九条の見出し中「手続」を「手続等」に改め、同条第一項中「の免除」を削り、同条第二項中「（延滞税）」を削り、「（更正通知書」を「（更正及び決定」に、「（賦課決定通知書」を「（賦課決定」に改め、同条に次の四項を加える。

3　法第十二条第八項第三号ハに規定する政令で定める場合は、火薬類の爆発、交通事故その他の人為による異常な災害又は事故により、納付すべき税額の全部若しくは一部につき申告をすることができず、又は関税を納付することができない場合（その災害又は事故が生じたことにつき納税義務者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。）とし、同号ハに規定する政令で定める期間は、その災害又は事故が生じた日からこれらが消滅した日以後七日を経過した日までの期間とする。

4　法第十二条第十一項に規定する政令で定める更正は、納付すべき税額があるものとする更正とする。

5　法第十二条第十一項に規定する法第七条第一項（申告）の規定による申告又は期限後特例申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める関税は、次の各号に掲げる税額のうちいずれか少ない税額に相当する関税とする。

一　法第十二条第十一項に規定する修正申告又は増額更正（次号及び次項第二号において「修正申告等」という。）により納付すべき税額

二　法第十二条第十一項に規定する法第七条第一項の規定による申告又は期限後特例申告書の提出により納付すべき税額から修正申告等前の税額を控除した税額

6　法第十二条第十一項に規定するその他の政令で定める関税は、次に掲げる関税（前項に規定する関税に限る。）とする。

一　法第十二条第十項に規定する特定修正申告又は同項に規定する特定更正により納付すべき関税

二　法第十二条第十一項に規定する減額更正が更正の請求に基づく更正である場合において、当該減額更正に係る更正通知書が発せられた日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告等があつたときの当該修正申告等により納付すべき関税（前号に掲げる関税を除く。）

第九条の二の見出しを「（過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算等）」に改め、同条中「第十二条の三第三項」を「第十二条の三第四項（無申告加算税）」に改め、「正当な理由があると認められる事実に基づく税額として」を削り、「当該事実のみに基づいて修正申告又は更正がされたものとした場合における当該修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項（申告納税方式による関税等の納付）の規定により納付すべき税額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額（法第十二条の三第四項において準用する場合にあつては、第一号に定める税額）」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法第十二条の二第三項第一号に掲げる場合に該当する場合（第三号に掲げる場合を除く。）　同項第一号に規定する正当な理由があると認められる事実のみに基づいて修正申告又は更正があつたものとした場合における当該修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項（申告納税方式による関税等の納付）の規定により納付すべき税額

二　法第十二条の二第三項第二号に掲げる場合に該当する場合（次号に掲げる場合を除く。）　次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ　法第十二条の二第一項に規定する修正申告又は更正により納付すべき税額

ロ　法第七条第一項（申告）の申告により納付すべき税額から法第十二条の二第一項に規定する修正申告又は更正前の税額を控除した税額

三　法第十二条の二第三項各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合　前二号に定める税額のうちいずれか多い税額

第九条の二に次の一項を加える。

2　法第十二条の二第四項に規定する政令で定める事項は、法第百五条の二（輸入者に対する調査の事前通知等）において準用する国税通則法（以下この項において「準用国税通則法」という。）第七十四条の九第一項（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する実地の調査において質問検査等（同項に規定する質問検査等をいう。）を行わせる旨（準用国税通則法第七十四条の十（事前通知を要しない場合）の規定に該当する場合には、同項第一号に規定する調査を行う旨）とする。

第九条の三中「第十二条の三第五項（に」を「第十二条の三第六項（に」に改め、同条第一号中「第十二条の三第五項」を「第十二条の三第六項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第二号中「第十二条第八項第一号」を「第十二条第九項第一号」に改める。

第九条の四第一項中「第十二条の四第一項」の下に「又は第三項（同条第一項の重加算税に係る部分に限る。）」を加え、同条第二項中「第十二条の四第二項」の下に「又は第三項（同条第二項の重加算税に係る部分に限る。）」を、「無申告加算税）」の下に「（同条第三項の規定により適用される場合を含む。）」を加える。

第九条の五第一項中「重加算税）」の下に「（同条第三項の規定により適用される場合を含む。）」を加え、「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改め、同条第二項中「第十二条の四第二項」の下に「（同条第三項の規定により適用される場合を含む。）」を加え、「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改める。

第九条の六中「第十二条第八項」を「第十二条第九項」に改める。

第三十九条の二第一項中「相続があつた場合の保税蔵置場の」を削り、同条第二項中「（合併又は分割の場合の保税蔵置場の許可の承継）」を削り、同項第二号中「合併又は」を「合併若しくは」に、「の名称及び住所並びに」を「又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名及び住所並びに」に、「法人又は」を「法人若しくは」に、「承継する法人の名称」を「承継する法人又は当該業務を譲り受ける者の名称又は氏名」に改め、同項第三号中「又は分割」を「若しくは分割又は当該保税蔵置場の業務の譲渡し」に改め、同条第四項中「（保税蔵置場の許可の条件）」、「（保税蔵置場の許可の期間の更新の手続）」及び「（保税蔵置場の許可の条件の内容）」を削る。

第四十四条の二第一項中「第五十五条」の下に「許可の承継についての規定の準用）」を加え、同項の表第四十八条の二第三項及び第五項の項中「及び第五項」を削り、同表第四十八条の二第四項の項中「承認取得者に係る」を「承認取得者の」に改め、同表に次のように加える。

第四十八条の二第五項	第四十三条各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる	第五十一条各号のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする